

意見書案提出書

在日米軍基地からの相次ぐPFOS等の流出に対し
抜本的対策を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり
提出します。

令和4年10月13日

神奈川県議会議長 しきだ 博 昭 殿

神奈川県議会議員	高橋 栄一郎
同	亀井 たかつぐ
同	永田 磨梨奈
同	ためや 義隆
同	飯野 まさたけ
同	池田 東一郎
同	あらい 絹世
同	斉藤 たかみ
同	長田 進治
同	嶋村 ただし
同	作山 ゆうすけ
同	松田 良昭
同	近藤 大輔

在日米軍基地からの相次ぐP F O S等の流出に対し抜本的対策
を求める意見書（案）

県内在日米軍基地において、有機フッ素化合物（P F O S等）の流出が相次いでいる。6月30日、横須賀基地の排水処理施設の排水から国が定める暫定目標値を超えるP F O S等の検出が判明した。また、9月24日には、厚木基地の格納庫からP F O S等を含む泡消火薬剤が流出し、排水の一部が基地内の蓼川に流入した。さらに、9月30日には、8月末に米軍が採取した横須賀基地の排水処理施設の排水から、国が定める暫定目標値の170倍を超えるP F O S等の検出が明らかになった。

県や関係市が原因究明や再発防止を求める中で、在日米軍基地からP F O S等の流出が相次いでいる状況は、極めて深刻な事態である。直ちに原因究明を行い、必要な対策が取られるべきである。特に横須賀基地からの流出は、国が定める暫定目標値の170倍以上という異常なものであり、基地周辺の影響調査や風評被害を防ぐ取組も重要である。

この問題については、令和2年1月の日米防衛相会談以降、日米両国政府が協議を行いつつ、在日米軍基地において、P F O S等を含む製品の代替品への交換といった対策を進めていると承知している。しかし依然として、県内在日米軍基地からP F O S等の流出が繰り返されている事態は、早急に改善されるべきである。

よって政府は、在日米軍基地におけるP F O S等を含む製品の安全管理に万全を期し、基地周辺住民の方々への安全・安心に資するため、次の対策を早急に講じられるよう強く要望する。

- 1 横須賀基地に関しては、早急な原因究明を行い、原因に応じた具体的な対策を講じること。自治体が求める汚染物質の除去の徹底や施設の改修について、早期に実施すること。
- 2 厚木基地に関しては、更なる流出防止に万全を期するとともに、P F O S等を含む泡消火薬剤の代替品への早急な交換や、交換までの間の適正管理、今回流出元になった設備の改修等、抜本的な対策を講じること。
- 3 国や米側が行った調査結果は、単に自治体に情報提供するだけでなく、国自ら発信に努めるなど、基地周辺住民の方々への安心に資する取組を強化すること。特に高濃度のP F O S等が流出した横須賀基地に関しては、基地周辺への影響について正しい情報発信を積極的に行うこと等により、風評被害の防止に努めること。併せて、厚木基地で実施したような活性炭処理後の水の放流など、基地周辺に影響を与える可能性のある行為については、事前に十分に地元調整を行うこと。
- 4 風評被害を含め、一連の流出事故により被害が生じた場合には、補償措置を講じること。
- 5 県内在日米軍基地におけるP F O S等を含む製品の管理状況について、調査を行うこと。また、国が暫定目標値を定める以前の基地内の泡消火薬剤等の使用履歴についても可能な限り調査を行い、使用履歴が確認された場合には、基地周辺における影響を調査すること。これら一連の調査については、国の責任において公表すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 年 日

内閣総務大臣	}	殿
外務大臣		
環境大臣		
防衛大臣		

神奈川県議会議長

意見書案提出書

永住外国人に地方参政権を保障するための法制度の創設
を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり
提出します。

令和4年10月13日

神奈川県議会議長 しきだ 博 昭 殿

神奈川県議会議員	井 坂 新 哉
同	君 嶋 ちか子
同	上 野 たつや
同	大 山 奈々子

永住外国人に地方参政権を保障するための法制度の
創設を求める意見書（案）

現在、わが国には、112万人を超える永住外国人（出入国管理及び難民認定法による「永住者」、及び、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による「特別永住者」）がいる。

本県には、2022年1月1日現在、222,018人、約42人に1人の外国籍県民が生活しており、これらの人びとは、生活の全てにおいて地方自治と密接な関係をもち、日本国民と同じように、地方自治体に対して多くの意見や要求を持っている。

選挙制度は、民主主義の根幹をなす制度である。地方政治は、本来、住民の福祉向上のために、全ての住民の要求に応え、住民に奉仕するために、住民自身の参加によってすすめられなければならない。

国籍にかかわらず、本県で住民として生活し、納税を始めとする一定の義務を負っている人びとが住民自治の担い手となることは、憲法の保障する地方自治の根本精神とも合致する。最高裁においても、永住外国人に地方参政権を保障することは「憲法上禁止されているものではない」との判決を下している（1995年2月）。

また、スウェーデン、韓国など、諸外国でも出身国にかかわらず地方参政権が制度化されている国が多数存在する。

共生社会の実現を目指している本県行政の下で暮らす外国籍県民が、地方参政権を持ってない状況は、改善を図るべきと考える。

よって国会及び政府は、わが国の18歳以上の永住外国人に対して、日本国民と同等の地方参政権を保障する制度を創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆	議	院	議	長)	殿	
参	議	院	議	長			
内	閣	総	理	大			臣
総	務		大	臣			
法	務		大	臣			
外	務		大	臣			

神奈川県議会議長

意見書案提出書

精神障がい者の生活基盤整備・支援の充実及び精神病床の
適正な人員配置の実現を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり
提出します。

令和4年10月13日

神奈川県議会議長 しきだ 博 昭 殿

神奈川県議会議員	井 坂 新 哉
同	君 嶋 ちか子
同	上 野 たつや
同	大 山 奈々子

精神障がい者の生活基盤整備・支援の充実及び精神病床の
適正な人員配置の実現を求める意見書（案）

神奈川県では、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」の制定に向けて、障がい者の地域移行について議論がなされたところである。

中でも精神医療福祉分野は課題が大きい。精神疾患の患者数は近年大幅に増加し、厚生労働省によると約419万人となっている。うつ病やアルコール依存症などもあり、誰にとっても身近な問題となっている。精神科の入院患者数は減少してきているものの、その平均在院日数は世界的にも、突出して長くなっている。精神障がい者の地域移行を促進する要素の一つとして、地域社会での生活基盤整備と併せて、精神科特例の廃止が課題となってきた。

精神科特例とは1948年の医療法施行令に基づいて、1958年に当時の厚生省通知で医療法の特例として認められたものである。私宅監置（いわゆる座敷牢などに閉じ込めること）が禁止された後、受け皿となった民間病院の経営に配慮して精神科の人員配置標準を低く設定した経緯がある。2000年の第4次医療法改正において、医療法施行規則にその内容が位置づけられるようになった後も、精神科病院の人員配置標準については、一般病床と比べて低い設定になっている。入院患者に対し、医師数は一般病床の3分の1、看護師・准看護師も低く設定されており、これは療養病床とほぼ同じ基準で、大学病院等を除き、急性期医療を行う精神科も同様に考えられている。

医療関係団体からは現行の配置標準では経営的観点から、長期入院患者は必然的に増えることになるとの指摘もある。また、精神科医からは、「精神科の病気は人とのかかわりの病気であって、投薬治療だけではなく、治療的なかかわりが大切で、人の手が足りないことは安易な患者さんの隔離拘束や投薬量を増やすことにつながっていく。いまの精神科医療制度は患者が回復する道を閉ざしている」との指摘がある。

折しも国連の障害者権利委員会は2022年9月9日、精神科の強制入院を可能にしている法規定の廃止を勧告している。

また、精神障がい者の退院を促進し、地域生活移行を進めるためには、専門的な相談支援体制の充実、安心な住まいの確保、日中活動の支援、緊急時の医療提供体制の確保など課題は山積している。

よって政府は、精神障がい者の人権保障のため、次の対策に取り組まれるよう強く要望する。

- 1 地域生活基盤の整備と支援体制の充実のために財政支援を拡充すること。
- 2 精神病床の人員配置標準を一般病床と同等とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

） 殿

神奈川県議会議長